

市原市公共交通事業継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の大きな影響を受けながらも、運行を継続している乗合バス事業者、タクシー事業者及び鉄道事業者並びにコミュニティバス運営団体に対し、予算の範囲内において事業の継続に向けた支援を行うことにより、市民の日常的な移動手段を支える公共交通事業者の安心安全な運行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業を行う者をいう。
- (4) コミュニティバス運営団体 市原市コミュニティバス等運行支援事業補助金交付要綱に基づく交付決定を受け路線定期運行しているコミュニティバスの運営を行う者をいう。
- (5) 系統 路線定期運行しているバス路線であり、起点と終点が異なるもの、及び起点と終点が同一であり経路地が異なるものは、それぞれ1系統として区別したものをいう。ただし、運行区間が同一の系統のうち、料金のみ異なる系統、または一部のバス停を通過する系統は合わせて1系統とみなす。

(支援対象事業者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げるとおりとし、今後も事業を継続する意思のあるものとする。

- (1) 市域内を運行するバス路線を有する乗合バス事業者（以下「乗合バス事業者」という。）
- (2) 市内に営業所を置くタクシー事業者（福祉輸送事業限定事業者を除く）（以下「タクシー事業者」という。）
- (3) 市域内の旅客運送を行う鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社及び大手民鉄を除く）（以下「鉄道事業者」という。）
- (4) コミュニティバス運営団体

2 前項の規定にかかわらず、支援を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（支援金の額）

第4条 支援対象者に対する支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 乗合バス事業者

令和2年9月1日時点において、市域内を運行し、かつ市域内で乗車後に降車可能な系統のうち、令和2年度内に市原市路線バス運行維持費補助金交付要綱に規定する補助金の交付を受けない系統の数に20万円を乗じて得た額

(2) タクシー事業者

令和2年9月1日時点における当該営業所で所有する旅客運送の用に供する一般車両（ハイヤーを除く。）数に3万円を乗じて得た額

(3) 鉄道事業者

1事業者あたり100万円

(4) コミュニティバス運営団体

令和2年9月1日時点において運行している系統の数に10万円を乗じて得た額

(支援金の申請)

第5条 支援金を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、市原市公共交通事業継続支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、令和2年11月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の許可を受けたことを証する書類の写し（コミュニティバス運営団体を除く）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 乗合バス事業者は運行系統数を確認できる書類、タクシー事業者は対象車両の自動車検査証の写し、コミュニティバス運営団体は運行系統数を確認できる書類及び市原市コミュニティバス等運行支援事業補助金交付要綱に基づく交付決定を受けたことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付の可否を決定する。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに市原市公共交通事業継続支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知する。

2 市長は、前条の規定により支援金の交付をしないことを決定したときは、速やかに申請者に対し、市原市公共交通事業継続支援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に該当する場合には、第7条第1項の規定による支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき

- 2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

- 第10条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させることができる。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和3年3月31日にその効力を失う。